

よろしく御審議の上、当委員会決定により御可決くださいますよう
お願い申し上げます。報告いたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○九番（小野沢久君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号については、討論を省略し、
委員会報告により可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告により可決されたい
旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第百二号は、

委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十議案第百三号昭和五十五年度福生市下水
水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から
報告を願います。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指名でありますので、議案第百三号昭和五
十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）を御報告申し
上げます。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。補足して御説明を申し上げます。
（議案審査報告書）別添参照

本補正予算は歳入歳出三千二百九十五万八千円を追加し、歳入歳出
れがれ二十二億七千六百六十八万七千円としようとするものであります。
冒頭理事より説明を受けた後、質疑に入りました。

その内容について申し上げますと、歳入の受益者負担金の滞納繰越分二百十万円の内容についてという質疑に対し、これは五十三年度、五十四年度の二カ年分のものであり、滞納整理については全額というのは大変だと思うが、すぐに入ってきているものもあるし、努力して少しでも多く滞納整理ができるようにしていきたいとの答弁がありました。

また、歳出における公債費の利子百四十六万二千円の減額理由及び内容についての質疑に対しては、まず、公営下水道事業債については、当初予算では十一億七千九百十万円借りる予定で三百六十五日分の利子を計算し、八千四百三十九万六千円という額であったが、実際に借り入れたのは大蔵省、逓信省、公庫、埼玉銀行などから十二億二千六百九十九万円で、また、時期もずれたため利子も八千三百一十九万九千円となり、当初予算との差し引きによって減額の百四十六万二千円となった。また、流域下水道事業債においては、当初予算で利子は三百四十万四千円の計算だったが、やはり、大蔵省、逓信省、東京部等から借りたが、実際には約三百一十二万九千円の利子で、差し引き二十万五千円の減額となり、公営下水道事業債と合わせ

せて百四十六万二千円の減額となったものである等の答弁があり、お認めいただいたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会のご決定どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長のご審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三十三号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい

旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第百三三号は、委員人審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林南三君) 日程第十一議案第百四号昭和五十五年度福生市

受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員人に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でありますので、議案第百四号昭和五十五年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)を報告申し上げます。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、補足して御説明を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本補正予算は歳入歳出四千二百六十二万円を追加し、歳入歳出それぞれ五億三千二百二十九万円としますものであります。

冒頭理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げます。配水管移設工事一千五百万円は何カ所ぐらいの予定か。水道改良費、二百七十三万三千円の減額は、五十五年

度行う予定でいたものが、五十四年度に工事を完了したためという説明だったが、それならば、もっと早く減額の補正ができたのではないか。また拝島ボールの裏あたりの配水が悪いが改良されるのか等の質疑がありました。

これに対して、配水管の移設工事については、市道武蔵野台六号線、加美六号線ほか五件を予定している。

水道改良費の減額は、西友西側の配水管の移設工事を区画改正理事業の進行とともに、五十四年度末に施行したわけで、確かにもっと早く減額すればいいわけだが、都から来る予算ということで少し置いておき、もし他の工事があればそれらに回していくというふうなことで、現在まで延ばして

いたわけである。

福東地区の水の出の悪い区域の解消については、国道の拡幅工事に合わせて二百五十ミリ管を配管しようということ、建設省、東京都の水道局とも協議済みであり、国道の拡幅が終った時点、どういふ問題は解消する等の答弁があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決くださいますようお願いを申し上げまして、報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長のお審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四百四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第四百四号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十二議案第九十三号昭和五十四年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

本案については、すでに特別委員会において十分審議が尽くされておりますので、委員長報告及び質疑を省略されることを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢 久君から、本委員長の報告及び質疑を省略
されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって委員長長の報告及
び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一條の規定に従い、最初に反町君から
発言を願います。反町君、十二番松山清君。

(十二番 松山 清君登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第九十三号昭和五十四年度福生市一般会計
決算認定について、反対討論をいたします。

昭和五十四年度一般会計は、当初の予算編成時点の編成方針
そのものから、今日の不況、インフレから市民生活を守るということを基本に
置いてはありますませんでした。

したがって、一般会計の内容におきかも当然のことながら市民生活を守る
施策はほとんど前進されずに来りました。また、東京都の財政再建に名
をかりた市町村への補助金削減が打ち出される中で、これをはね返すべ
く、国・都に対して積極的に働きかけていく行動をとることなく経過してき
たことも指摘せざるを得ません。さらに市民生活を守る施策は前年
度並みにとどめておく中で、最終的には五億円に上る多額の財源を基
金に積み立てるなどの財政運営をしてきたことを私は容認することはでき
ません。

私は当一般会計が、都市施設の充実という面から見れば一定の前進は
あったが、市民生活を守る点から見れば全くなみざりにしてきた。この五十四
年度一般会計において、今後、この市民生活を守る面を積極的に力を
入れていくことを強く要求し、簡単ではありますが、私の反対討論とい
たします。

○議長(小林菊三君)

次に賛成者、三番加藤謹之助君。

(三番 加藤謹之助君登壇)

○三番(加藤謹之助君)

私は、本決算について賛成の討論を行います。

昭和五十四年度における経済状況、あるは国、都における財政再建問題等、当市にとっても非常に厳しい状況下にあったことはすでに皆様も御承知のとおりであります。

このような状況下にあつたにもかかわらず、前市長のもとに、リッパ中央図書館を始め、市営住宅の建つたえ、緑地の整備等々、種々の諸事業を遂行する一方、九八・四％という高い予算の執行率を示しているにもかかわらず、本年度におきましては約五億円に近い額を都市整備基金の積み立てにするとともに、繰越明許金を含んでいとはいえ、一億七千四百万余円の繰り越しができましたことは、まさに心強いものであり、非常に貧弱な財政基盤から成り立つる当市の財政力からしても、また、当市を取り巻く今後の諸情勢を勘案すれば、まさに時宜を得た結構なことだと思ふのであります。

さらに本議会におきまして、大変識見と先見の明をお持ちのりッパな監査委員からも、限られた予算の中で行政サービス向上にやりくりしてい

る努力も推察され、細かな部分については問題はあるものの、予算執行上、おおむね良好である旨の報告がなされていることはすでにお聞きのとおりであります。

当市における生活基盤も急速に整備されつつあり、今後は、こうした諸施設も有効、適切に運用していかねければならない時期に差しかかっていると思ふのであります。

したがって、これに要する経費につきましても財源確保にもより一層の努力を理事者側にお願いたし、私の賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(小林菊三君)

以上で討論を終ります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は、委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君)

起立多数であります。

よって議案第九十三号は、委

員会審査報告どおり認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十三議案第九十四号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本議案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第九十四号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてに関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について、その大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案に対しては、提案理由の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。質疑においては、一つ、幸いに当年度においては医療費の改定が行われなかったが、医療費改定に関する今後の見通しはどうか。

二、監査報告書にも指摘のとおり、一般会計からの繰入金がない場合は赤字決算である。繰入金三千五百万円は数年間据え置きのみだが、これを増額する考えがあるかどうかの質疑に対し、市長及び担当部課長より、一つ、医療費改定問題については、現在のところその時期及び改定アップ率等全く不明であり、したがって、その対応策は白紙である。

二、繰入金増額の問題についても、現在のところ、はっきり増額するとはお答えはできないと答へがあり、引き続き、各委員より、乱診療等、医療をめぐる問題が各地で起きている。監視体制を強めてこうした問題の発生防止に努めたい。保険税納入については、できる限り口座振り込みを利用するようPRし、滞納一掃に一般の努力を願いたい。保健施設の利用が少ないが、他市の例等調査し、改善を図られたいなどの要望があり、質疑を終り認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり認定くださいますようお願いし、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上、委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、討論を省略し、委員長報告とあり認定されんことを仰ぎます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本会では委員長審査報告とあり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、委員長審査報告のとおり認定されました。

○議長(小林菊三君)

日程第十四議案第九十五号昭和五十四年度福生市福生部市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でございますので、議案第九十五号昭和五十四年度福生市福生部市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを御報告いたします。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。補足して御説明を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会審査に当たっては理事員の説明を省略し、直ちに質疑に入ることになりました。

その主なものを申し上げますと、歳入においては、雑入の換地精算金徴収

金の残額について、また収入未済額として約八十一万四千円出ており、こゝまゝ徴収できなばと不納欠損ということになるが、その辺の見通しについて等々の質疑がありました。

これらに対して、換地精算金の徴収は、五十五年度から五十九年度で徴収して行くようになるが、金額は約三千四百八十九万六千円である。また、未済額については督促等もしたが、どうしても三件納めていただけなかったものである。これらについては区画整理法に分割の場合には五年、またやむを得ない事情がある場合は十年という規定があり、利子とか督促の手数料とかも法で決めているので、それらに従う措置としていくざるを得ないとの答弁がありました。

また歳出におきまして、東口の区画整理事業で工作物等移転補償料が約八十六万円の不用額が出ているが、この内容について、また、移転の見通しについてとの質疑がありました。

これに対して、移転補償料は東京都の交付金の対象になるものが少なく、改正工事等七種類について補償料を市の方で見ているが、これが当初八十件予定していたが七十件ほどになり不用額が出たわけである。また移転の見通しに

ついては、百十四棟あったうち五十四年度までに八〇%に当たる九十一棟が終わっている。また五十五年十二月現在で終わっているのが十二棟ある。あとは民々の係争等あってむずかしいものが残っているが、弁護士にも中に入っていたり、鋭意努力している。また、こゝで駅前広場の真ん中に残っている一棟についても話がついて、一月には駅前広場の工事に着手できるといふ段階になった等の答弁があり、お諮りいたしましたところ、全議員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御認定くださいますようお願いいたします。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、討論を省略し、

委員会報告どおり認定されんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本委員会は委員会審査報告どおり認定された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、

委員会審査報告のとおり認定されました。

○議長(小林南三君) 日程第十五議案第九十六号昭和五十四年度福生市

下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小界仁七君登壇)

○建設委員長(小界仁七君) 御指名でございますので、議案第九十六号

昭和五十四年度福生市下水道事業会計決算認定についてを御報告いたします。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、補足して御説明を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案件についても理事者の説明は省略し、直ちに質疑に入ったわけでありますが、その主なものを申し上げますと、受益者負担金の納期前納付報将犬金について、下水道使用料徴収業務委託料及び受益者負担金計算事務委託料について等の質疑がありました。

これに対して、理事者より、納期前納付報将犬金の関係だが、納付していた件数が千四百十六件である。これは二十回に分割して納付していたが、その一期分を除いた十九期分の二〇%分がこの報将犬金額になる。

使用料徴収業務委託料は、市が都に逆に委託しているような形になっていて、都との協定によって負担経費の概算を出して、これを水